

# 市職員給与などの状況

市職員の給与などは、市議会での給与条例や予算、決算などの審議を通じて公にしていますが、市民の皆さんにより一層のご理解をいただくため、現在の状況についてお知らせします。また、市のホームページにも詳細を掲載しています。

■問い合わせ先 市総務課 ☎0869-22-1111

住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
39,733 人	14,470,312 千円	358,299 千円	3,158,160 千円	21.8 %

(注)人件費には、市長・議員などの給料・報酬などを含んでいます。

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
416 人	1,444,473 千円	161,703 千円	564,330 千円	2,170,506 千円	5,217 千円

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は平成18年4月1日現在の人数です。

平成19年4月1日	
瀬戸内市	県内15市平均
92.2	97.8

(注)ラスパイレズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	41.0 歳	307,500 円
技能労務職	49.1 歳	276,400 円

(注)「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

区 分	瀬戸内市		国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	— 円

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,500 円	343,300 円
	高校卒	— 円	260,500 円
技能労務職	高校卒	218,000 円	244,700 円

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長・参事	課長・参事	課長補佐	係長・主幹	主査	主任	主事	
職員数(人)	12	37	24	34	29	31	49	216
構成比(%)	5.6	17.1	11.1	15.7	13.4	14.4	22.7	100.0

区 分	6 月期	12月期	計
期末手当	1.4	1.6	3.0
勤勉手当	0.725	0.725	1.45

区 分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	23.50 月分	33.50 月分	47.50 月分	59.28 月分
勤奨・定年	30.55 月分	41.34 月分	59.28 月分	59.28 月分
平成18年度一人当たり平均支給額	自己都合8,806千円 勤奨・定年24,620千円			

(注)退職手当の一人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

支給実績（平成18年度決算）	4,274千円			
支給職員一人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	56,986円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度決算）	13.3%			
手当の種類（手当数）	6			
手当の名称	主な対象職員	手当の内容	支給方法	金額
防疫作業手当	作業従事職員	感染症防疫作業	日額	1,000円
犬猫死体処理手当	作業従事職員	犬猫などの死体処理作業	1体	1,000円
行旅病人死体取扱手当	作業従事職員	行旅死亡人の死体処理	1体	3,000円
環境衛生手当	作業従事職員	クリーンセンターがもめ・長船衛生センター・長船クリーンセンターに従事する職員	月額	15,000円
火葬業務手当	作業従事職員	火葬作業（平日）	1体	18,000円
		火葬作業（土・日、祝日）	1体	25,000円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	休日等出勤（深夜）	1回	300~500円
		〃（深夜以外）	1回	150~370円

支給実績（18年度決算）	57,093 千円
職員一人当たり平均支給年額（18年度決算）	236 千円

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (18年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により被扶養親族一人につき6,000~13,000円	45,531千円	247,451円
住居手当	持家・借家の区分により2,500~27,000円	18,326千円	208,250円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 ・自動車などの使用者 距離に応じて2,000~24,500円	27,686千円	64,838円
管理職手当	職に応じて給料の8~12%	49,690千円	460,092円
管理職員特別勤務手当	管理職が緊急時、休日等に勤務1回上限4,000円、6時間超6,000円	462千円	5,923円
宿日直手当	勤務場所に応じて4,200~5,900円	11,133千円	70,910円

区 分	給料等月額	期末手当
給 料	市 長 748,000 円 (880,000円)	平成19年度支給割合 3.3月分 (6月期1.6月分 12月期1.7月分) ・加算措置 44%
	副 市 長 648,000 円 (720,000円)	
	教 育 長 595,200 円 (640,000円)	
報 酬	議 長 450,000 円	平成19年度支給割合 3.3月分 (6月期1.6月分 12月期1.7月分) ・加算措置 15%
	副 議 長 380,000 円	
	議 員 350,000 円	

(注)現在、市長(15%)助役(10%)教育長(7%)の減額措置をしています。( )内は減額前の金額です。

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総 務	78	71	△7	機構改革による減
		税 務	18	14	△4	機構改革による減
		農林水産	21	20	△1	機構改革による減
		商 工	8	7	△1	機構改革による減
		土 木	13	18	5	新規施策着手による増
		民 生	101	100	△1	保育士欠員不補充
		衛 生	28	29	1	生活環境課増
		計	272	264	△8	
		教 育	76	75	△1	機構改革による減
消 防	69	69	0			
会計等企業部門	小 計	417	408	△9		
		病 院	87	89	2	看護師の欠員補充
		水 道	30	30	0	
		下 水 道	7	7	0	
		そ の 他	23	21	△2	機構改革による減
		小 計	147	147	0	
		564	555	△9		

“知って得するシリーズ”

# みんなの安心『介護保険』

保険料は大切な財源です。社会のみんなで介護保険を支えています。

## ■介護保険料の激変緩和措置が、平成20年度まで延長になりました

平成17年度の税制改正により、住民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった人に対しては、保険料負担の急増を避けるため、平成18・19年度と緩和措置を行ってきました。

平成20年度についても、平成19年度と同様の調整率で、緩和措置を行うことになりました。

### 瀬戸内市の保険料の基準額

55,200円(年額) 4,600円(月額)

段 階	対 象 者	保険料の調整率	20年度保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ※1 ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	55,200円×0.50	27,600円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 ※2	55,200円×0.50	27,600円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	55,200円×0.75	41,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	55,200円×1.00	55,200円
	税制改革に伴う第1段階から激変緩和措置対象者	55,200円×0.83	45,800円
	税制改革に伴う第2段階から激変緩和措置対象者	55,200円×0.83	45,800円
第5段階	税制改革に伴う第3段階から激変緩和措置対象者	55,200円×0.91	50,200円
	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	55,200円×1.25	69,000円
	税制改革に伴う第1段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.00	55,200円
第6段階	税制改革に伴う第2段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.00	55,200円
	税制改革に伴う第3段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.08	59,600円
	税制改革に伴う第4段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.16	64,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	55,200円×1.50	82,800円

※1 老齢福祉年金とは?

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは?

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

## ■介護保険料の本算定賦課の時期が、8月から6月に変わりました

普通徴収（納付書で納めている人・口座振替で納めている人）

・4月に仮算定納付通知書が届きます。

・6月に本算定納付通知書が届きます。

特別徴収（年金から天引きされている人）

・6月に本算定納付通知書が届きます。

★年度途中で65歳になった人、転入した人などは、特別徴収（年金天引き）になるまで、6ヵ月から1年間ほど掛かることを、ご了承ください。

■問い合わせ先

市いきいき長寿課 ☎0869-26-5926